

令和4年度 保育料（参考）

※3歳児以上は無償のため0円

				保育料（円）	
階層 区分	定 義			3号認定	
				3歳未満児	
				保育 標準時間	保育 短時間
第1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯			0 (H1)	0 (T1)
第2	第1階層及び第3～8階層を除く世帯	市町村民税非課税世帯	ひとり親世帯等	0 (H2-1)	0 (T2-1)
			その他の世帯	0 (H2-2)	0 (T2-2)
第3	第1・2階層を除き、市町村民税課税の区分が次の区分に該当する世帯	所得割課税 48,600円未満	ひとり親世帯等	5,200 (H3-1)	5,100 (T3-1)
			その他の世帯	11,700 (H3-2)	11,500 (T3-2)
所得割課税額 77,101円未満		ひとり親世帯等	5,400 (H4)	5,200 (T4)	
		その他の世帯	18,000 (H4)	17,600 (T4)	
所得割課税額 97,000円未満			18,000 (H4)	17,600 (T4)	
第5		所得割課税額 169,000円未満		26,700 (H5)	26,100 (T5)
第6		所得割課税額 301,000円未満		36,600 (H6)	35,700 (T6)
第7		所得割課税額 397,000円未満		47,800 (H7)	46,600 (T7)
第8	所得割課税額 397,000円以上		47,800 (H8)	46,600 (T8)	

※第2階層の「その他の世帯」について、年齢の高い子から数えて、2人目以降の児童は無料です。
 ※第3階層と第4階層の市町村民税所得割課税額が77,101円未満のひとり親世帯等は、2人目以降の児童は無料です。
 ※市町村民税所得割課税額が57,700円未満の2人親世帯は、子どもの年齢に関わらず、2人目の児童は半額、3人目以降の児童は無料です。
 ※同一世帯で、2人以上就学前子どもが同時に入園している場合、2人目の児童は半額、3人目以降の児童は無料です。
 ※同一世帯の18歳以下の子どものうち、年齢の高い子から数えて、3人目以降の児童は無料です。

【その他】

※保育料は、4月1日現在の満年齢による区分です。
 ※保育料算定の所得割額には、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、外国税額控除などの税額控除は適用しません。
 ※ひとり親世帯であっても、市町村民税が課税されている場合や、同居の祖父母（家計の主宰者である場合に限る）に課税されている場合は、保育料を負担していただきます。
 ※4月～8月分までの保育料は前年度の市町村民税額に基づき算定し、9月～3月分までの保育料は当該年度の市町村民税額に基づき算定します。
 ※保育料の納期限は、毎月末日（12月は25日前後）となり、指定された金融機関から振り替えます。その日が土・日曜日、祝日の場合は翌営業日になります。
 ※給食費は保育料に含まれております。